

市職員の給与の状況を公表します

総務課 ☎552-5113

市職員の給与などの内容についてお知らせします。
市民の皆さんの信頼が得られるよう、公正で透明性の高い人事行政に取り組みます。

※国通知に基づき、直近の決算額と令和7年4月現在の状況を記載しています。



(1) 人件費の状況 (令和6年度普通会計決算) 単位：千円

歳出額 (A)	24,148,734
人件費 (B)	5,477,347
人件費率 (B/A)	22.7%
令和5年度の人件費率 (参考)	21.5%

※人件費には、特別職 (議員・各種委員を含む) に支給される給料や報酬を含みます。

(2) 職種別職員数の状況 単位：人

区分	年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
事務職		313	310	311	310	310
幼保職		60	62	60	60	62
医師		3	3	3	3	3
看護師		5	5	5	5	6
保健師		14	14	14	14	15
消防職		63	68	67	67	67
技能労務職		7	7	6	6	6
計		465	469	466	465	469

※幼保職は前年度の欠員補充により増加しています。

(3) 職員の平均給料などの状況 (令和7年4月現在)

	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	32万9,300円	39万5,251円	41.3歳
技能労務職	27万9,500円	30万1,434円	52.8歳

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる諸手当額を合計したものの平均額です。

(4) 一般行政職の初任給月額の状況 (令和7年4月現在)

区分	丹波篠山市	兵庫県	国
大学卒	22万0,000円	22万5,600円	22万0,000円
高校卒	19万4,500円	19万4,500円	18万8,000円

(5) 職員手当の状況 (令和7年4月現在)

①期末・勤勉手当 (賞与)

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.25月分	1.05月分
12月期	1.25月分	1.05月分
計	2.50月分	2.10月分

※職階による加算があります。

※人事評価の結果を勤勉手当に反映しています。

②その他の手当

区分	内容など
扶養手当	配偶者 3,000円 子 1万1,500円 父母など 6,500円 16～22歳の特定期間加算 5,000円
住居手当	家賃支払者 最高2万8,000円 家賃額に応じて
通勤手当	(1) 交通機関利用者 実費支給 最高限度額15万0,000円 (2) 自家用車等利用者 距離に応じて 2,500円～3万1,600円
管理職手当	部長 7万円 次長 5万円 課長 4万円 副課長 3万5,000円

※上記のほか、地域手当、時間外勤務手当や特殊勤務手当などがあります。

(6) 特別職などの給料・報酬の状況 (令和7年4月現在)

区分	現に支給している給料月額など (削減後)	条例に定める給料月額など
給料	市長 58万5,900円	83万7,000円
	副市長 59万9,400円	66万6,000円
	教育長 55万800円	61万2,000円
報酬	議長 47万5,000円	47万5,000円
	副議長 38万5,000円	38万5,000円
	議員 35万円	35万円
期末手当	市長 年3.52月分相当	年4.4月分相当
	副市長 年4.4月分相当	年4.4月分相当
	教育長 年4.4月分相当	年4.4月分相当
	議長 年4.6月分相当	年4.6月分相当
	副議長 年4.6月分相当	年4.6月分相当
	議員 年4.6月分相当	年4.6月分相当

※市長の給料月額は30%、期末手当は20%削減しています。

※副市長および教育長の給料月額は10%削減しています。

国民健康保険税率が変わります～納期内納付にご協力ください～

医療保険課 ☎552-7103

近年、高齢化が一層進み、医療費も年々増加する傾向にあります。国民健康保険税は医療費の支出財源になっており、増加する医療費に伴う保険税の急激な上昇を抑制するため、基金を一部取り崩し、税率を決定しました。

納め忘れのない
口座振替が
便利です！

○以下の減免措置があります

- ・ 社会保険等旧被扶養者の保険税減免措置
- ・ 非自発的失業者への軽減措置
- ・ 産前産後期間にかかる減免措置

※詳しくは上記へお問い合わせください。

納付方法について

普通徴収 納付書または口座振替で納付する方法 (年8回)
特別徴収 年金から天引きされる納付方法 (年6回)
※65～74歳の世帯主で加入者全員が65歳以上の世帯のみ。

令和8年度 国民健康保険税の税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	子ども子育て支援金分
所得割額 = 課税所得金額 (※1) ×	7.35%	3.01%	2.63%	0.29%
均等割額 = 被保険者数 ×	31,680円	13,020円	13,380円	1,279円
18歳以上均等割額 = 18歳以上の被保険者数 (※2) ×	-	-	-	76円
平等割額 = 1世帯当たり	20,340円	8,208円	6,840円	824円
保険税額 (年額) の限度額 =	67万円	26万円	17万円	3万円

(※1) 課税所得金額とは、収入から必要経費、給与所得控除、公的年金控除などを差し引いた所得から基礎控除43万円を引いた金額です。

(※2) 18歳未満の方は子ども子育て支援金分の均等割額を全額軽減し、その軽減分を18歳以上の方 (高校生世代は除く) の均等割に上乗せして計算します。

戦没者などの遺族に「第十二回特別弔慰金」が支給されます

長寿福祉課 ☎552-5346

戦後80年の節目にあたり、令和7年4月1日から「第十二回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の請求受け付けが始まりました。特別弔慰金は、戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意を表すため、遺族に対して支給されるものです。



支給対象

基準日 (令和7年4月1日) において受給権を有する遺族がいない場合に、下記の順番により、最先順位の遺族に支給されます。

- ① 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権者
- ② 戦没者などの子
- ③ 戦没者などと生計関係を持っていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ④ 上記①から③以外の三親等内親族

※③は、戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

※④は、戦没者などの死亡時まで一年以上の生計関係を持っていた方に限ります。

申請書類

・ 請求書 ・ 現況申立書
・ 請求者の戸籍抄本 (戸籍謄本でも可)
※ 請求者によって、他の書類が必要な場合があります。
申請書類を上記または各支所にご提出ください。

支給額 27万5,000円
5年償還の記名国債

請求期間 令和7年4月1日～
令和10年3月31日

現在、申請受け付けから支給までに約半年～1年ほどお時間をいただいております。ご了承ください。

みんなに
知ってほしい！

～ごみのこと、分別のことクイズ!!～

清掃センター ☎596-0844

Q. 未使用の花火を捨てたいときはどうすればいい？

- ① そのまま燃えるごみの袋に入れ、ステーションに出す
- ② 水を入れたバケツなどで半日以上水に浸して、よく水を切ってから燃えるごみの日にステーションに出す

★ 答えは20ページへ

